

平成25年 7月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成25年 7月30日 開会
平成25年 7月30日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 2 5 年 7 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 2 5 年 7 月 3 0 日 (火曜日)

午前 1 1 時 2 8 分開議

議事日程

1 報告事項

(1)議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

(1)宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

(2)宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

3 その他

出席議員（7名）

1番	坂本	昇	君	2番	内館	勝則	君
4番	黒沢	一成	君	6番	工藤	小百合	君
10番	坂本	正	君	11番	山崎	泰昌	君
13番	茂市	敏之	君				

欠席議員（6名）

3番	畠山	直人	君	5番	宇都宮	勝幸	君
7番	野館	泰喜	君	8番	宮森	鋭幸	君
9番	松本	尚美	君	12番	小松山	久男	君

説明のための出席者

事務局	長	田崎	義孝	君
総務課	長	岩田	直司	君
施設課	長	鈴木	登志美	君
消防	長	野沢	浩二	君
消防次長兼消防課	長	及川		誠君
総務課	長	外館	義博	君

◎開 会

○議長（茂市敏之君） 会議に先立ちまして、山田町議会から新たに選出された議員をご紹介いたします。

坂本正君でございます。よろしくお願いいたします。

○10番（坂本 正君） 坂本でございます。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は7名であります。これより議員全員協議会を開会いたします。先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

内館議会運営委員長。

○議会運営委員長（内館勝則君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

議事日程でございますが、初めに、諸報告として、平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書及び計算調書の配付により、地方自治法施行令第146条第2項の報告とするものです。

日程第1の議席の指定ですが、山田町から新たに選出された坂本正議員について、議長が議席の指定について議会に諮って指定いたします。今回は、宮古地区広域行政組合議会会議規則第4条第2項により、前任議員の議席番号10番となります。

日程第2の会議録署名議員の指名につきましては、今回は、8番、宮森鋭幸議員、10番、坂本正議員を議長が指名いたします。

日程第3の会期の決定につきましては、会期は7月30日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定します。

日程第4で、議案第1号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

日程第6で、宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（茂市敏之君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

○議長（茂市敏之君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり2件であります。

初めに、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてご説明いたします。

本条例案の制定につきましては、平成25年1月24日に閣議決定され、総務大臣から各地方自治体に要請された給与減額支給措置を踏まえるとともに、給与の改定につきましては、従来から宮古市の改定に準じているところですが、今回宮古市が平成25年8月1日から平成26年3月31日までの期間、給与減額を行うこと、並びに構成団体である山田町、岩泉町も減額を行うことから、当組合でも宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年宮古地区広域消防等組合条例第16号）の特例を制定のうえ、減額しようとするものでございます。

資料ナンバー1をご覧ください。

1ページの制定要旨はただいま申し上げたとおりでございますが、減額の率につきましては、行政職は宮古市と同じく1、2級、標準的な業務は主事でございます。これを100分の1.3、3級から5級、標準的な業務は主任から副主幹でございます。これを100分の2.3、6級、7級、標準的な業務は課長、事務局長でございます。これを100分の3.3とするものでございます。

消防職につきましては、行政職の減額の率を踏まえ、1、2級、標準的な業務の内容は消防士でございます。これを100分の1.3、それから3級から6級、標準的な業務の内容は消防副士長から消防司令でございます。これを100分の2.3、7級、8級、標準的な業務の内容は消防司令長、消防監でございます。これを100分の3.3とするものでございます。

この措置に伴う削減額は、事務局、消防合わせて総額1,014万6,000円でございます。平均削減率は2.1%でございます。

それでは、条例案の内容についてご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

第1条は、本条例の制定の趣旨と期間を定めたものでございます。

第2条第1項は、給料月額削減の割合を行政職、消防職、それぞれの適用を受ける一般職の職員について、職務の級別に100分の1.3から100分の3.3減額のうえ、支給しようとするものでございます。

第2項から第4項までは、休職職員、育児短時間勤務職員等に支給する給料について、所定の算定方法に第1項に定める削減率を適用して算定する旨、定めるものでございます。

3ページをご覧ください。

第3条及び第4条は、部分休業及び介護休暇の承認を受けて勤務する職員に支給する給料の減額については、所定の算定方法に代え、第2条第4項を適用する旨、定めるものでございます。

第5条は、時間外勤務手当等の各種手当の算出の基礎となる給料月額については、この条例を適用しない旨を定めるものでございます。

第6条は、削減額の算定における端数の処理方法を定めるものでございます。

第7条は、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年8月1日から施行するものでございます。

以上が、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の主な内容でございます。なお、本会議には、本条例並びに職員の異動等を踏まえた補正予算案を提案いたしますので、併せて、よろしくお願いたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（茂市敏之君） それでは、次に、宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて事務局の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてご説明いたします。

当組合の識見監査委員である加藤紘一郎委員は、宮古市監査委員としての任期が本年8月3日に満了を迎え退任することから、行政組合監査委員についても、任期を残しているものの、一身上の都合により、退任したい旨の申し出がございました。このことから、新たな監査委員を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

資料ナンバー2の1ページをご覧ください。

選任しようとする者は、住所、岩手県宮古市南町4番9号、氏名、田澤豊、生年月日、昭和23年7月28日でございます。

2ページに略歴を記載しております。

3ページには、地方自治法の抜粋を添付しておりますので、ご参照願います。

選任の理由でございますが、監査委員は、管理者から直接の指揮監督を受けずに、独立した立場で監査を行います。監査は、予算執行、収入・支出、契約事務等が関係諸法令に基づき適正に行われているかを監査することから、高い専門性とこれら事務に精通した者がふさわしいと考えております。

今回選任しようとする田澤豊氏は、三菱銀行勤務を経て、宮古信用金庫入庫後、事務部長、常勤監事、総合企画部長など要職を歴任し、監査事項全般に渡り、高い識見を有しております。また、当組合の構成団体である宮古市の監査委員への就任も予定されており、より効率的で適正な監査が期待でき、当組合の監査委員としてふさわしいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（茂市敏之君） ただいま事務局より説明がありましたが、これについてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(茂市敏之君) その他でございますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長(茂市敏之君) ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 3 9 分閉会
